

通信について

通信は基本的に自由です。

(精神保健福祉法第37条第1項に基づいた基準)
わからないことがあれば、職員にお尋ねください。

1) 病棟内での携帯電話・スマートフォン等のご使用はできません。



2) 公衆電話は、各病棟に設置してあります。

3) 午後9時(病棟消灯時間)以降の電話の取り次ぎは、緊急の場合を除きお断りします。

4) 病状等の理由で電話を制限することがあります。

5) 院内での、携帯通信機器・携帯ゲーム機などを使った写真撮影、ライブ配信などは原則禁じます。

撮影等を発見した場合、医師の指示のもとに、データを確認し、携帯機器について、取扱いを検討させていただきます。